

園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部図書館地域開放について（内規）

（平成 22 年 3 月 5 日制定）

改正 平成 23 年 1 月 6 日 平成 31 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 地域住民の自己啓発のための利用に供し地域文化振興に寄与するために、園田学園大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という）図書館利用規程に基づき、本学の教育研究に支障のない範囲内で、本学図書館（以下「図書館」という）を地域住民に開放する。

（対象）

第 2 条 本学図書館を利用できる者は以下のとおりとする。

- (1) 尼崎市内・伊丹市内・西宮市内に在住または在勤の 18 歳以上の方ただし、他大学等に所属していない方。
- (2) 尼崎市内・伊丹市内・西宮市内に在住または在学の高校生

（利用手続）

第 3 条 図書館の利用を希望する者は、以下の手続きを必要とする。

- (1) 利用登録申請は図書館で行う。
- (2) 利用者は、利用登録料（3,000 円）を納入し、所定の利用登録申請手続きにより「図書館利用者証（以下「利用者証」という）」の交付を受けなければならない。その際、本人を確認できる（住所含む）ものを提示しなければならない。
- (3) 利用者証の有効期限は、発行の月日に関わらず、毎年度末（3 月 31 日）とする。
- (4) 年度途中で利用者証を紛失、または氏名の変更等があった場合は、直ちに図書館へ届け出なければならない。その場合、申し出により利用者証を再発行することができる。ただし、再発行手数料（1,000 円）を必要とする。
- (5) 上記利用登録料および再発行手数料は返金しない。
- (6) 交付された利用者証は、名札として館内および学内で着用しなければならない。

（利用の範囲）

第 4 条 地域開放利用者の利用時間は、図書館の開館時間のうち、8 時 50 分より 17 時までの間とする。ただし、臨時休館または臨時閉館することがある。

2 利用できるサービスは次のとおりとする。

- (1) 貴重図書等一部を除く館内の資料の閲覧
- (2) 館外貸出
- (3) 資料の複写
- (4) 図書館 2 階 AV ブースコーナーでの視聴覚資料の視聴

3 相互利用、電子ジャーナルおよびデータベースの使用は不可とする。

4 定期試験期間等の図書館繁忙期、その他状況に応じて地域開放による利用を制限することがある。

（貸出）

第 5 条 館外貸出は、図書館 3 階カウンターで利用者証を提示して手続きする。

2 貸出冊数および貸出期間は、通常5冊以内、15日以内とする。ただし、夏季休暇等の長期貸出制度等については、学生の利用規程に準ずる。

(返却)

第6条 前条の手続きを経て館外貸出をしたものは、図書館カウンターで貸出期間内に返却手続きをしなければならない。

2 開館日および開館時間中に返却できない場合は、ブックポストの利用または郵送等による返却を認める。

3 貸出期間中に他の利用者から当該貸出資料に予約が生じたとき、および図書館が当該資料を必要としたときは、返却を求めることがある。

4 返却期限内に返却しない場合は督促し、貸出停止の処分を課す。貸出停止期間は貸出冊数×延滞日数分とする。

(弁償責任)

第7条 利用者は、資料および施設・設備等を破損・汚損または損害を与えたときは、直ちに館長に届け、その損害を弁償しなければならない。

2 資料の弁償は現物弁償を原則とするが、入手が不可能な場合は、図書館が指定する代替資料または規程に基づく相当額を弁償するものとする。

(遵守事項等)

第8条 利用者は、この内規、別表に定める禁止事項、および館員の指示を守らなければならない。

2 館長は、前項の規定に違反した者、館員の指示に従わない者、および図書の閲覧に不相当と認めた者に対しては、図書館の利用を停止、または退館を命ずることがある。

(雑則)

第9条 その他、図書館地域開放に関する必要な事項は、図書館館長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、図書館委員会の審議および議決に基づき館長がこれを行う。

附則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

改定内規は、平成23年4月1日から施行する。

改定内規は、平成31年4月1日から施行する。

改定内規は、令和2年4月1日から施行する。

改定内規は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

禁止事項

1	館内における私語・談笑・音読等、他の利用者への迷惑行為
2	館内の設備・器具等を破損、または所定の位置からの移動
3	資料を手続きせず、または無許可での館外持ち出し
4	資料の破損・汚損・亡失
5	館内での飲食
6	机・座席等に私物を置いたままの長時間離席
7	座席のみの利用、休憩
8	利用者証および貸出した資料の貸借や譲渡
9	その他公序良俗に反する行為